

事務事業評価

平成23年度

担当グループ 保険・健康増進グループ

基本事項	事務事業名	高齢者インフルエンザ予防接種事業						整理番号	1205	
	根拠法令等	予防接種法				実施を義務付ける規定		<input checked="" type="radio"/> あり	<input type="radio"/> なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	4款	1項	4目	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 新規		
	節 第1節 保健・医療の更なる充実	事業区分	市民サービス事業							
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	高齢者がインフルエンザに罹患した場合の肺炎併発、死亡が社会問題化し、高齢者へのインフルエンザ予防接種支援を目的として平成13年に予防接種法の一部が改正され、インフルエンザは定期の二類疾病に位置付けられ、平成13年11月7日交付、施行となった。定期予防接種は市町村長の実施義務である。 二類疾病的対象者には、努力義務が課されていない。(個人防衛)						計画期間	始期 平成	13 年から
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	対象者: ①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。 二類疾病的予防接種は、主に個人防衛のために行うものである。(肺炎の併発等重篤化防止) また、社会的防衛として、流行を防止し、罹患率の低下を図る。						終期 平成	年まで	
	目的達成のための手段・方法	<実施主体>島原市 <委託契約>島原市医師会及び広域化(県内医療機関実施のため)の契約 (接種回数)1回/年 (公費補助額)委託料金4,074円のところ、一般に対し3,074円の補助、生活保護世帯者に対し全額補助 <周知方法>・広報誌及び島原新聞掲載、FM島原放送 ・医療機関及び公民館等へのポスター掲示、健診事業等での周知								
成 果 指 標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名 称 等 (内 容)				単位	21 年度	22 年度	23 年度		
	①インフルエンザ予防接種の接種状況 目標値:接種対象者数 実績:被接種者数 (参考)H21年度・H22年度は、新型インフルエンザワクチン接種助成事業が併用実施されている。	目標	人	14,107	14,134	14,154				
		実績	人	8,910	9,779					
達成率		%	63.2	69.2						
活 動 指 標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	② ①対象者への周知 (広報誌・島原新聞掲載、FM島原放送、医療機関及び公民館等へのポスター掲示、健診事業等でのお知らせ) なお、平成23年度より個別通知を実施していない。 ②医療機関への資料の配布	目標								
		実績								
		達成率	%							
事業費等の推移	年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度			
	区分	実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画			
	①直接事業費(千円)	30,632	29,516	27,753	28,202	29,876	29,876			
財源内訳	国 県 支 出 金	0	0	0	0					
	地 方 債	0	0	0	0					
	そ の 他	0	0	0	0					
	一 般 財 源	30,632	29,516	27,753	28,202	29,876	29,876			
②従事職員給与費 b1×b2	3,733	3,720	4,369	4,946	4,197	0				
従事職員数(人) b1	0.52	0.52	0.61	0.69	0.58					
職員平均人件費 b2	7,179	7,153	7,162	7,168	7,236	7,277				
事 業 費 合 計 ① + ②	34,365	33,236	32,122	33,148	34,073	29,876				

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 罹患率の低下や罹患後の重症化を防止し、予防接種を受けやすくするためには必要である。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 実施主体は行政であるが、予防接種事態は医師会(島原市、県医師会)へ委託している。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞り込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 D=適切ではない 対象者は、予防接種法に定められている。	A
有効性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 島原市医師会及び県医師会等と契約を行い、接種をうけやすい体制づくりをしている。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 法に基づく予防接種であるため、事業の統合、廃止等は想定していない。	A
効率性	⑥活動量や成果を下げずにコストを縮減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 現在、一般的な高齢者(生活保護世帯者以外)の自己負担額は、1人につき1,000円であるが、検討の余地があると思われる。	B
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 島原市医師会及び県医師会等と契約を行っている。見直す余地はない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 島原市医師会及び県医師会等と契約を行っている。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 委託料及び被接種者の一部負担金の額については、島原市医師会及び島原半島三市との協議のうえ決定している。	A
⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要			A
			判定評点平均 A=3、B=2、C=1、D=0として換算 2.90

◎総合評価	
評価結果	◎ A 継続実施(段階的見直しは行わない) B 改善・見直しを行う ○ B1 事業規模の拡充 ○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善・見直し ○ B4 その他の見直し ○ C 休止(隔年実施などへの変更) ○ D 廃止(終期の設定等を含む)
今後の課題及び改善策、見直しの状況	(実施上の課題等) 特になし。

・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行うまでの今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。
 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。

【2次評価】

総合判定	B2見直しのうえで実施 ⇒ 事業規模を縮小	▼
備考	基本的に予防は自己防衛であることから自己負担で接種すべきものと考える。今後の高齢化、市財政状況を考慮し、自己負担分については乳幼児の場合と同様に半額程度に見直すべきではないか。	

【3次評価】

総合判定	▼
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況			
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減	
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)		0 (千円)